

BA.5系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言【抜粋】

(令和4年9月1日 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 決定)

1. 感染拡大防止等について

① 全数把握をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策の抜本的見直し (提言P.1)

- BA.5系統等の新たな変異株の特性など様々な要因を踏まえ、政府において検討中の**ウィズコロナの新たな経済社会に向けた対応**について、全国ベースでの全数把握や療養体制の見直しはもちろんのこと、ワクチン接種戦略、水際対策の緩和など、**都道府県と事前によく相談した上で、時間軸を含め、全体像を早急に示す**こと。
- 必要時に適切な投薬が可能な環境や国負担による無料検査体制の確実な確保を図りつつ、医療・予防接種に係る公費負担の在り方の細やかな検討を含め、**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いの見直しを進め、そのロードマップを早急に示す**こと。
- 感染者の全数把握について、全国一律での見直しを行うに当たっては、治療を必要とする全ての陽性者が、速やかに受診できる体制を確保することが大前提であること、全数把握には一定期間の療養や自宅待機により感染を制御する目的があることを踏まえつつ、**見直しのスケジュール等を事前に明示し、医療機関や保健所、都道府県に新たな負担を生じさせないよう十分に配慮した上で、HER-SYSの改修や届出の対象外となる者に対する検査や治療、相談対応などの健康フォローアップ体制の構築、更なる感染拡大を抑止するための行動抑制の呼び掛けや発生届の有無による就業制限の取扱い、自宅療養者に対する物資支給の在り方、感染動向の把握方法の変更などについて、地方の現場と十分に協議し、様々な課題に対する具体的な対応策を併せて示すとともに、必要な財政措置を講じること。**

併せて、現在、政府で検討されている**感染者の外出容認**については、感染拡大のリスクが高まることを踏まえ、**慎重に判断**すること。

② 感染抑制・社会経済活動の両立を図るためのBA.5系統等の特性等を踏まえた具体的な対応方針の提示等（提言P.2）

- まん延防止等重点措置等における具体的な対策については、教育・保育関連施設や高齢者施設、医療機関等におけるクラスターの発生など、オミクロン株による感染の特徴を踏まえ、各都道府県知事が、**地域の実情に応じて具体的かつ多様な感染抑制対策を効果的・効率的に選択**できるよう、基本的対処方針を改定するとともに、必要となる**感染防止対策等に対する支援の充実**を図ること。
- 全数把握の全国一律の見直し後や、まん延防止等重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が、**地域の実情に応じて十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、財政措置を含めて強力な支援**を行う仕組みを整えること。

③ 季節性インフルエンザとの同時流行対策（提言P.5）

- 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も想定され、医療ひっ迫につながる恐れがあることから、**インフルエンザワクチンを早期に確保・供給**するとともに、医療従事者や乳幼児、基礎疾患のある方等への優先的接種など、**対応方針を早急に示す**こと。
また、感染症の同時流行を想定した**医療提供体制や検査体制の在り方**を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを**同時に検出できる抗原検査キットを十分に確保し、供給できる体制**を早期に整えること

2. ワクチン接種の円滑な実施について

① 3回目・4回目接種の取組（提言P.5）

- オミクロン株対応ワクチンの接種が始まることで、**3・4回目接種の接種控え**が起きる可能性がある中、3回目接種はBA.5に対しても相当程度の発症予防効果が見込まれることが明らかとなったことから、第7波の収束に向けて、国としてこのような**エビデンスに基づいた接種方針を明確に示し、改めて国民に向けた強力なアナウンス**を行うこと。

- ・ 4回目接種について、医療従事者の家族やエッセンシャルワーカーをはじめ、**接種を希望される方の対象追加**及び3回目接種からの**接種間隔の弾力的運用**を検討すること。

② オミクロン株対応ワクチンの接種準備 (提言P.6)

- ・ 接種券発送や医療従事者、会場の確保など、できるだけ早期の接種に向けて準備を進めるため、**地方の現場と十分に協議**し、接種対象者や接種間隔、ワクチンの供給量・スケジュール等など**接種方針を早急に決定**するとともに、事前の情報提供により準備期間を確保し、混乱が生じないよう必要な対応を取ること。

③ 12歳未満の子供への接種 (提言P.6)

- ・ 5歳から11歳の子供については、9月上旬から接種の努力義務を課すとともに、3回目接種を実施する方針が示されたが、接種を進めるためには**改めて接種の必要性に係る理解促進**が必要であり、国として**科学的根拠を踏まえて、分かりやすいメッセージ**を強く打ち出すこと。

3. 保健・医療体制の強化について

① 保健所機能の強化 (提言P.7)

- ・ HER-SYSの安定的な運用や操作方法等の改善、医療機関による入力促進を図るとともに、医療機関の**電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステム**を構築し、各種報告事務の合理化を促進すること。

② 自宅療養者等への対応 (提言P.8)

- ・ 感染急拡大時においては、早期診断・早期治療の徹底と自宅における確実な経過観察が重要であることから、**外来での適切な治療と薬の処方など早期治療の方法を示す**とともに、医療機関や薬局への委託を含め、**都道府県が行う体制整備を積極的に支援**すること。

③ 感染患者の受入れに対する財政支援の強化等（提言P.9）

- ・ 緊急包括支援交付金の**対象拡大・弾力的運用・増枠等**を行うとともに、**令和4年10月以降の措置について早急に延長**を決定すること。

④ ワクチン・治療薬の確保等（提言P.10）

- ・ 感染を抑制し、社会経済活動を維持するためには、ウイルスの変異等による特性の変化に対応したワクチンの接種や治療薬の普及が重要となることから、国産ワクチンや治療薬について、速やかな製造・販売が可能となるよう**重点的な開発支援等**を行うとともに、**承認手続の迅速化**を図ること。
- ・ 治療薬、その他の医療用物資等について、戦略的に十分な量を確保した上で、流通の改善等を図り、医療機関・薬局等に備蓄分も含めて適切に配分できるよう**安定供給体制を構築**するとともに、医療機関が抗インフルエンザ薬と同様に**簡便に治療薬を処方できる体制**や、これまでの知見も踏まえ、治療薬を**投与できる対象範囲の拡大**を検討すること。

4. 感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援について

① 事業者・生活困窮者等への支援（提言P.11）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、消費喚起策や資金繰り支援、雇用維持・確保対策など、国の責任において、**実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援策**を講じ、**早期に執行**すること。
- ・ 国が定める公的価格等により経営を行う医療機関や福祉施設等については、**食材費や光熱水費の高騰等による大きな影響**が生じており、国の一元的な対応が求められることから、全事業者に対して**公平に財源を措置**するほか、国において全国一律の助成を行うなど、**地方創生臨時交付金以外の制度の創設**も含め検討すること。

② 対策経費の全面的支援と地方創生臨時交付金の弾力的運用・拡充（提言P.11）

- ・ 地方自治体や医療機関・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、**国の責任において全面的に支援**すること。
- ・ 地方創生臨時交付金については、都道府県が**地域の実情に応じて実施する事業を幅広く対象**するとともに、繰越や基金積立の容認など**弾力的かつ機動的な運用を可能とする制度に見直す**こと。
- ・ 行動制限や施設の使用制限等の要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用、さらには原油価格・物価高騰への対応も含めた地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組など、必要な対策を迅速に講じることができるよう、**留保されている交付金2,000億円の早期配分や地方単独事業分・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の増額**など更なる財源措置を講じること。

5. 次の感染症危機に備えるための対応について

① 司令塔機能における地方の意見の反映（提言P.12）

- ・ 感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理庁の設置や、科学的知見の基盤・拠点となる日本版CDCの創設に当たっては、**地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等**がなされるよう、**地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組み**を導入するとともに、**国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策**を早急に検討すること。

② 初動対応と特措法に基づく措置の実効性の向上（提言P.13）

- ・ 実効性の高い措置が可能となるよう、法制度を強化するとともに、財政力の不足等によって必要な対策が講じられなくなることはないよう、**必要かつ十分な財政措置**を講じること。